

会 議 録

1 会議名

平成27年度第12回直江津区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

【諮問事項】

諮問第46号 海浜公園庭球場の廃止について（公開）

【報告事項】

施設使用料の減免基準の見直しについて（公開）

【自主的審議事項】

直江津まちづくり構想について（公開）

【その他】

中央保育園・古城保育園の統合について（公開）

3 開催日時

平成27年11月13日（金）午後6時00分から午後7時58分まで

4 開催場所

上越市レインボーセンター 多目的ホール

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員： 増田和昭（会長）、青山恭造（副会長）、竹内明美（副会長）、
池田伸吾、泉 秀夫、伊藤邦雄、今井不二子、小林克美、田村利男、
田村雅春、冨塚 毅、中澤武志、福島 弘、町屋隆之、丸山朝安
（欠席2名）

・事務局： 北部まちづくりセンター：関川センター長、荒木係長、星野主任
体育課：佐藤課長、古川主任
都市整備課：山辺係長
行政改革推進課：佐々木課長、山田副課長、井守係長、風間主任、
笛田主任

社会教育課：大山課長

教育総務課：滝澤課長

8 発言の内容

【関川センター長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

【増田会長】

- ・挨拶
 - ・会議録の確認：竹内副会長、田村雅春委員に依頼
- 議題【諮問事項】諮問第46号 海浜公園庭球場の廃止について、担当課へ説明を求める。

【体育課：佐藤課長】

- ・挨拶
- ・資料No.1に基づき説明

【増田会長】

説明に対し、委員へ質問、意見等を求める。

【田村雅春委員】

この施設を廃止するという事は、今後使えないということか。それとも、他に利用する予定があるのか。

【都市整備課：山辺係長】

庭球場は都市公園の中にあるので、今後、公園の一部として活用していく予定である。具体的な活用については、検討中である。

【町屋委員】

当面の間は、ネットや柱を外したままの状態であるのか。

【都市整備課：山辺係長】

海浜公園については、保育園の統廃合の関係で、公園の一部を利用されるということである。また、新水族館が出来るので、周辺の影響や物理的にも状況が変わってくる。海浜公園全体の在り方を検討していく中で、当面、臨時駐車場として活用していきたいと思っている。

【小林委員】

今、庭球場を囲んでいるブロックは撤去するのか。

【都市整備課：山辺係長】

今後の活用方法によっては、撤去することもある。

【小林委員】

駐車場の活用の話が出たが、新水族館が出来ると駐車場が手狭になってくると思うので、庭球場の場所も駐車場にするということは考えているのか。

【都市整備課：山辺係長】

新水族博物館の建設にあたり、より利便性が高い場所へ駐車場を造りたいということもあるし、保育園の統廃合の関係で、今、公園として利用している場所も一部閉鎖されることから、当面は、多目的に使える駐車場として考えている。

【青山副会長】

海浜公園には直江津区内の子ども達がよく遊びに来ているが、現在の庭球場を駐車場にした場合の車の出入り口はどうなるのか。

【都市整備課：山辺係長】

今、想定しているのは、直江津中学校側から入り、海へ抜けるという動線を確保しようと考えている。

【田村雅春委員】

新しい保育園が出来て、小さな子ども達がたくさんいる中で、不特定多数の人間が行き交い、騒音等もあると思うが、その辺はどう考えているか。

【都市整備課：山辺係長】

新保育園が出来る場所は旧社会教育館の跡地である。庭球場等の出入口は公園の西側になるので、距離的には大分離れている。公園の広場が車の通路と保育園を分断するので、それほど影響はないと考えている。

【青山副会長】

その駐車場は一般の人たち用か、保育園の職員のための駐車場なのか。

【都市整備課：山辺係長】

一般の方用の駐車場である。

【町屋委員】

当面の間「水族館に絡めて駐車場が必要になる」となると、青山副会長の質問の答え

にあった「一般の方用の駐車場」の「一般」とは誰なのか。公園利用者のための駐車場なのか、水族館の混雑時に使ってもらう駐車場なのかで、全然違ってくる。今、公園の入り口に駐車スペースがある。夜、そこに止めている人がいてもそんなに問題がないと思うが、公園の奥まった所に駐車場があるというのは、防犯上にも好ましくないし、公園としてもいかななものかと思う。保育園や水族館が出来るまでの間、そのように使うのは構わないと思う。ただ、出来た以上は、再度整理し直し、あるべき公園の理想の姿を考えるべきではないかと思うが、いかがか。

【都市整備課：山辺係長】

今考えているのは、あくまでも暫定的なことである。

水族館のオープンの混雑時に利用するかもしれないが、ある程度状況を見た中で、公園としてあるべき姿を考えているところである。また、水族館と一体となって利用いただける公園として、どうすべきかを検討した上で、地域の皆様へお諮りしたいと考えている。

【田村雅春委員】

海岸の道路側に民家が並んでいる。駐車場を造るとなると町内会等に説明等をしなければいけないと思う。その辺はどうか。

【都市整備課：山辺係長】

今のところ、具体的な話はしていないが、事業を進める場合は、町内会長を通じて、説明等をしていきたいと考えている。

【増田会長】

他に意見等を求めるがなく、採決に入る。

諮問に対し「適当」と認める委員は、挙手願いたい。

(全員挙手)

では、「適当と認める」ということで決定する。

— 都市整備課 退室 —

議題【報告事項】施設使用料の減免基準の見直しについて、担当課へ説明を求める。

【行政改革推進課：佐々木課長】

・挨拶

【体育課：佐藤課長】

・挨拶

【社会教育課：大山課長】

- ・挨拶

【行政改革推進課：佐々木課長】

まず、公の施設使用料の減免制度の見直しの経過について説明させていただく。

公の施設使用料の減免の見直しについては、今年の3月にお伺いし、本年10月の施設使用料の改定と併せて検討を進めてきたところである。前回も説明したとおり、昨年度実施した市政モニターアンケートや利用者アンケートのほか、「上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会」における意見を踏まえ、見直しのポイントを整理した。その後、見直しの素案を策定し、今年7月に施設利用者との意見交換を行った。今回は、その際にお寄せいただいた意見等を参考に「減免制度の見直し方針」の取りまとめを行ったところであり、その内容について説明するものである。

見直し方針は従来の減免基準では、どの施設も一律の減免基準を設定していたが、今回、施設をグレード等によって区分し、地域活動支援やスポーツ振興、青少年育成等の観点から施設区分ごとに減免率を設定したものである。

- ・資料No.2に基づき説明

【体育課：佐藤課長】

では、体育施設使用料の減免について説明させていただく。

体育施設については、現在、中学生以下の児童・生徒が加盟するスポーツ団体が体育施設を利用する場合、青少年育成の観点から、100%減免としているが、当初考えていた減免基準の素案では50%ということで、利用者の方々と意見交換をし、その中で寄せられた意見を踏まえ、素案の見直しを行ったところである。

- ・資料No.2：別紙3・別紙5に基づき説明

【社会教育課：大山課長】

- ・資料No.2：別紙2・別紙4に基づき説明

【増田会長】

説明に対し、意見等を求める。

【泉委員】

体育課に確認だが、利用施設の集中化を上手に整理するために、青少年育成と地域の活動を第一優先するということであるが、地域というのは「校区」と言う考え方かどうか教えていただきたい。

【体育課：佐藤課長】

学校開放体育施設を使用する場合は、「中学校区」という一つの区域を設けている。一般施設については、地域性は設けず、市内や近隣の施設を使っても、体育協会に加盟していたり、青少年育成である場合は、どちらの施設を使っても同様の減免を受けられるという考え方である。

【泉委員】

中学校区の区域ということは、直江津区の場合、直江津小学校・直江津南小学校・古城小学校の3校を全て一つのものとして考えてやるのか。

【体育課：佐藤課長】

基本的には、子ども達が使う場合、どの施設を使っても減免になり、小学校区までの限定ではない。週何回あるのかを確認し、きちんと活動できるよう、調整を図っていきたいと考えている。

【田村雅春委員】

資料に「地縁組織など」と書かれているが、地縁組織というのは、どういうものがあるのか。

【社会教育課：大山課長】

資料No.2－別紙1に「地縁組織（町内会、子ども会、老人会、婦人会、青年会など）」と書かれているが、近所の方が3人ほど集まって、それが地縁組織だと言われると困るが、地域に由来するもので、ある程度の組織的なものであれば対象になると考えている。

【田村雅春委員】

では、届け出をして、承認されれば大丈夫ということか。

【行政改革推進課：佐々木課長】

そうである。

【田村雅春委員】

先ほどの泉委員の話だが、直江津区には、どちらの中学校に行っても良いという町内が2つある。そこはどうなるのか。

【体育課：佐藤課長】

体育施設を使う団体については、「登録制」というものを考えている。スポーツクラブでも地域ごとにいろいろな団体があり、一つのスポーツクラブでも高田から来たり、春日から来たりする子もいる。そういう団体については、自分たちの活動を主として行う

ホームグラウンドをどこに置くのかを決め、置いたところの小・中学校の施設を利用し
ていただきたい。

その他にも、一般施設については、子ども達であれば50%減免。体育協会に加盟し
ていると100%減免になるので、移動しても、そういった施設を利用すれば100%
減免で活動が出来るということになる。

【田村雅春委員】

大きく変わった点はどこか。

【体育課：佐藤課長】

大きく変わった点の一つは、今まで子ども達がどの施設を使用しても100%減免で
あった。それを、施設のグレードによって変えたということである。もう一つは、体育
協会に加盟していたり、総合型スポーツクラブに加盟していたりする所を育成していく
という観点から、加盟している団体であれば大人の団体でも減免にするということであ
る。

【小林委員】

別紙5の「グループB（専門施設）」に対象者の減免率が「50%減免」や「減免なし」
と書かれているが、右の表の「減免率の一覧」中ほどに「上越市体育協会、総合型地域
スポーツクラブ」の減免率が「B：100%」になっている。これはどういうことか。

【体育課：佐藤課長】

これは、体育協会や総合型地域スポーツクラブが主催をして行う大会等が、Bの施設
（専門施設）を使っても、Cの施設（一般施設）を使っても100%減免という意味で
ある。

「加盟する」ということではなく「その団体が使う」ということで御理解いただきた
い。

【中澤委員】

別紙4の表の見方を教えていただきたい。

左側の表の右側の「条例」の所に「市主催・市共催」となっているが、これはどのよ
うに見ればよいのか。

【増田会長】

市主催であれば100%減免、市共催であれば50%減免である。

【小林委員】

スポーツ振興と青少年の育成は50%減免で、その団体がある大会を開いて、それに市から共催してもらうことになったら、足して100%減免になるのか。

【体育課：佐藤課長】

足すことは出来ない。

【田村雅春委員】

社会教育施設を借りる場合、その団体の長が地域自治区で借りた場合は今までどおりなのか。

【行政改革推進課：佐々木課長】

そうである。

【増田会長】

他に意見がないようなので、私から二点ほどお伺いしたい。

一般市民の活動で、今まで50%減免だった所が、減免なしになった所が多く見受けられるようだが、使用料が値上がりすることにより、市民団体の活動が衰退していく心配はないのか。

【行政改革推進課：佐々木課長】

今まで50%減免だった所が、今回の減免基準の見直しで「減免なし」となっている所もある。市民活動については、とても重要なことと認識しているが、公民館等の施設については、金額的にも高額ではないということもあり、今回の改定では、使用料をいただく中で考えているという状況である。

ただ、市民活動について、どのような支援が出来るかについては別途考えていきたいと思うが、全体の総枠の中では、使用料は徴収させていただきたいと考えている。

【増田会長】

了承した。

二つ目に、資料No.2に「維持管理経費に対する使用料収入の割合が1割から2割程度である」と書かれていることと、「(参考)」の所に「応益負担」と書かれているが、行革としては、何%負担してもらう予定なのか。ここを押さえておかないと、「費用が掛かるので、また値上げをお願いします」ということになっては困るので、基本的なことをお聞きしたい。

【行政改革推進課：佐々木課長】

施設使用料がどのように割り振られているのかについて、建物を建設するための初期

投資は全額税金である。そして、皆様からいただいた使用料は、光熱費や修繕費、人件費に充てるという考え方である。施設によってバラつきがあるが、その費用を平均し、皆様からいただいている使用料の1割から2割くらい、逆に言うと、8割が税金で充てられているということである。施設を利用されている方や、利用されていない方が「8割が税金」だということはどう捉えるかにあると思っている。私共の一つの方向性としては、それを概ね50%くらいという目安で考えているが、施設使用料の改定で、急に2割から5割に値上がりをしてはいけないということで、10月から施設使用料の改定をしているが、見直しを掛けた上で、1.5倍以上になる施設はそこで足切りしている。そういう配慮をしながら、皆様から負担していただく5割程度を方向性として考えている。

【増田会長】

何年計画で5割に持って行く予定なのか。

【行政改革推進課：佐々木課長】

物価も変動するので、そういったことを考慮し、概ね3年ごとに施設使用料の見直しをする予定で、それを繰り返しながら持って行こうと考えている。

【増田会長】

先ほど、「建設する時は税金を使う」と言っていたが、使う人も、使わない人も税金を払っている。ランニングコストは、使った人から50%を負担してもらおう。その考え方に矛盾はないか。

【泉委員】

もっとはっきりしてほしいのは、減価償却を何年で見るかである。今言われたように、利用者負担というのは、建てるのも維持管理も全て我々の税金だが、利用者負担をどのくらいで考えているかというところで、今現在の維持管理費に対しての1割や2割ではいけないと思っている。減価償却まで考えた中で、全体としての利用者負担をどのように考えているのか。

【増田会長】

先ほどの説明だと、減価償却部分は考えておらず、全額税金だと言われていた。ランニングコストは使用する方に50%まで負担してもらおうという説明だった。

【町屋委員】

今の質問に答弁してもらおうのは、次の機会でもいいのではないか。

【増田会長】

私が聞いたのは、施設使用料の基本の「き」だと思っている。そのことを無視して、「利用者に50%まで負担してもらおう」ということでは、建物は税金なので、利用しない人も負担しているから矛盾はないのか、と聞いている。そもそも、公共施設の考え方というのは、建物と利用者を分けて考えていいのか、ということである。その辺は、再度整理する必要があると思う。「今、お答えしてください」と言っても出来ないかもしれないが、基本を押さえた上で市民の皆さんに説明してもらわないと、ただ、場当たりに「支出が増えたから値上げする」と言っても理解出来ないし、認めることも非常に難しいことになるので、今後の検討課題にしていきたい。

【町屋委員】

私も同じようなことを思ったのだが、先ほどの答えを素直に聞くと、「3年に1回、見直しをする」、「最高で1.5倍まで負担してもらおう」ということだったが、今の段階で、2回目か3回目の改定で、できれば50%まで持って行きたいというふうを受け取れる。もう一点は、税金の負担で不公平があるなら、その施設を造る時に議論することであって、出来た後に議論することではないと思う。出来てしまっている施設なので、それは分けて考えていきたい。

【中澤委員】

改定の考え方というのは、市独自でやるものなのか。それとも、他市を参考にし、共通性を持たせて改定しているのか。

【行政改革推進課：佐々木課長】

使用料に関しては他市を参考にし、改定した部分もある。ただ、使用料の改定の大きな考え方としては、例えば、それぞれの施設の1㎡当たり、どれくらいのランニングコストが掛かっているのかという基礎的な数字をベースにし、今回の改定の金額について定めたところだが、それを設定した上で、他市がどれくらいの金額であるのかということと比較している。

減免基準については、他市が何%減免しているか、一定程度比較している。

【中澤委員】

一定程度とは、どれくらいか。

【行政改革推進課：佐々木課長】

他市の状況は調査しているが、例えば「〇〇市が何%だから、上越市は何%にする」

という決め方はしていない。

【中澤委員】

では、最後は上越市が決めるということですね。

【行政改革推進課：佐々木課長】

そうである。

【増田会長】

他に意見等はあるか。

(意見なし)

皆さん、この説明は何回も受けており、決定していない原因はどこにあるのかと言ったら、利用している市民の皆さんからいろいろな意見が出ているということで、延期になっており、平成28年4月1日から開始したいという意思表示をいただいた。

これだけ揉めたことなので、4月1日に開始した時もいろいろな意見が出てくると思うので、市民の声として丁寧に拾ってほしい。これをやらなかったら、血の通った行政にはならないと思うので、常にそういうことをお願いしておきたい。場合によっては、地域協議会でも指摘していきたいと思う。

本件はこれで終了とする。

— 行政改革推進課、体育課、社会教育課、教育総務課 退室 —

議題【自主的審議事項】直江津まちづくり構想について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

・資料「新水族博物館を活用したまちづくりについて【取組の検討案】に基づき説明

【増田会長】

説明に対し、意見等があるか求める。

【小林委員】

No.2の「水族館への誘導看板について」の担当課からの感触だが、「設置箇所の増設などは協議の上可能と考える」と書かれている。これはどこで協議するのか。

【増田会長】

地域協議会から出た意見なので、他の団体と協議するという事ではない。

【町屋委員】

担当課からの感触は参考でしかない。

【増田会長】

感触を確認しただけで、正式な回答ではないが、町屋委員の言うとおりに、担当課に期待することは、地域協議会と一緒に、まちをどのようにしたらよいのか考えてくださいね、ということで、これだけの意見を挙げた。

皆さんが心配しているとおりに、これからどうなるのか、私が前回も言ったとおりに、来年度予算化に出来るものがあるのか、ないのか。理由も含めきちんと聞かせてもらうよう担当課と話し合いしていかなければと思っている。

端的に言うと、委員全員ではなく、正・副会長とグループのリーダーで担当課と意見交換しようと考えている。

(意見なし)

各委員へは、結論だけお伝えするのは失礼なので、途中経過も報告し、意思の疎通も図っていききたい。

【福島委員】

トイレに関連して、おむつ替えの場所や授乳が出来る施設も必要になってくるし、その案内表示も必要だと思うので、子育ての視点からもいろいろなことを見ていただきたいと思った。

【増田会長】

今の意見は追加意見として追記しておいていただきたい。

【町屋委員】

福島委員の意見はすごく良い意見だった。高速道路の大きいサービスエリアでは、男子トイレにも子どもを座らせたり、横にしたり出来るスペースがある。だが、街なかには、そういうものを見られない。授乳室は新しい水族館にも造ってほしい。それと、お湯。一昔前なら母親がお湯を持ち歩いていたが、今、気の利いたところには、沸騰しているお湯が置いてあるので、そういう部分で、街なかでお湯をあげるといふ店舗があれば、「やさしいまち」の観点としていいと思った。

【増田会長】

皆さんからいろいろな意見が出てくるので、極力取り入れてしっかりと取り組んでいきたい。

他に意見等はあるか。

(意見なし)

議題【その他】について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

- ・参考資料に基づき説明

【青山副会長】

今の建設予定地に駐車場も併設するのか。

【荒木係長】

その予定であると聞いている。

【町屋委員】

現在の保育園の駐車場が手狭な状況等を考えて、新保育園は、敷地内に駐車場が造られると思う。

【増田会長】

まだ、設計も出来上がっていないので、今後計画が進んでいく中で、地域協議会、関係町内会、保護者等に状況を説明いただきながら進めていただきたいと担当課からの事前説明の際にお願いしたところである。

【泉委員】

知っている人がいたら教えてほしいのだが、保育園には校区みたいにエリアがあるのか。そして、現在、待機児童はいるのか。

【増田会長】

参考資料に「定員200人（予定）」と書いてあるが、その人数で賄えて、若干の余裕があると聞いている。

【町屋委員】

校区的なエリアは関係ないと思う。自宅最寄りの保育園等に空きがなければ、親の勤務先近くの保育園でもいい。

また、先程の会長が言われるとおり、今後の進捗状況をまたぜひ説明いただきたい。

【増田会長】

地域協議会が地域と行政の繋がり役をして連携しながらやっていけるよう、私もそのようをお願いしたところである。

【中澤委員】

海浜公園の問題、屋台会館の問題、こういう問題がピンポイントで出てくる。全体像というのはどこかでやっているのか。

【増田会長】

新水族館を開業するにあたり、屋台会館や北厚生会館、海浜公園を含め、総合的に考えていかなければいけない。以前聞いたところでは、企画政策課や都市整備課、教育委員会も承知しているとのことだった。個々にやっていたら、費用が掛かるだけである。どこかの時点で総合計画案みたいなものを地域協議会に説明してもらいたい。その中に「環境整備」や「渋滞対策」も出てくると思っている。地域協議会できちんと抑えていきたいと考えている。

【丸山委員】

今年度に予算取りをして、来年度に間に合わせるということで、短期については話し合いをしているが、今後、中・長期に関しての話し合いはあるのか。

【増田会長】

来年度予算化に向けて、皆さんから意見をまとめてもらったのだが、丸山委員が言われるとおりに、短期が全てではない。もっと大きなことがたくさんある。それは来年度以降に話を詰めていきたい。

【丸山委員】

来年度は、地域協議会員の改選期である。この話は、次期委員の方々に話すのか。

【増田会長】

それは、私たちも考えていかなければいけないが、事務局も単に右から左へ繋げるのではなく、「まちづくりセンター」として、責任を持ってビジョンに加わっていただくことが必要だと思う。

【泉委員】

一つお願いがあるのだが、今の話とは若干違うのだが、上信越道の4車線化が進んでいる。水族館が出来て、4車線化になったら、どのような車の流れがあるのか行政は必ずシミュレーションをやっている。その情報が我々の所には入ってこない。その情報を是非ほしいと思う。

【増田会長】

それは、おっしゃるとおりなので、渋滞の話が出てきた時に、データを一緒に提出してもらおう。推測で話をしても進まないのだから、データに基づきどうなのか、市は、どのデータに基づきどういう話をしたのか、ということをしつかり知らせていただきたいと思う。

次回協議会について、事務局へ説明を求める。

【荒木係長】

次回協議会の日程調整をお願いします。

— 日程調整 —

【増田会長】

- ・次回協議会：12月9日（水）午後5時～

自主的審議事項については、中・長期的な取組についても審議が必要になる。

【田村雅春委員】

正・副会長とグループのリーダーと担当課の話し合いは11月中に行うのか。

【増田会長】

日程は事務局から11月の開催で調整していただく。

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 北部まちづくりセンター

TEL：025-531-1337

E-mail：hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。